

昭和二十四年十一月二十五日
答弁第四〇号

(質問の四〇)

内閣衆甲第一〇〇号

昭和二十四年十一月二十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員若林義孝君提出皮革の統制撤廃に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員若林義孝君提出皮革の統制撤廃に関する質問に対する答弁書

一 従来皮革については、需要革量に比しその供給絶対量の不足、並びに輸入原皮が海外の援助資金に依存している等の理由もあつて、極力これが有効利用を図るため配給の統制を実施して来た訳であるが、明年度においては原皮輸入計画数量も増加し、これに国産皮革の生産数量を加算すれば最も不足している牛皮、牛革及び羊皮、羊革についても略々これが需給の均衡を保持し得るものと考えられる。その上原皮の輸入についても近く民間貿易に移り、時期的調整も改善されるように考えられるので、皮革の輸入状況を勘案して可及的速やかに皮革の配給統制の廃止を実施したいと思う。

二 価格統制は一の配給統制の全廃の時期において同時に全廃するを適當と思われる。

三 輸入依存度の高い品種の革、即ち牛革及び羊革については、これが使用を禁止するが、それ以外の革については配給統制の廃止と平衡して可及的速やかにこれが使用制限規則の適用を除外したいと思う。

四 意見の如く暴利取締令はこれを存置することが適當と考える。

右答弁する。